

地域新電力会社設立調査業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、地域新電力会社設立調査業務に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル（プレゼンテーション）の実施方法等に関し、必要な事項を定める。

2 業務名

- (1) 業務名 地域新電力会社設立調査業務
- (2) 業務内容 別紙「地域新電力会社設立調査業務仕様書」の内容に基づき、業務を実施する。
- (3) 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 予算額 委託料の上限は9,790,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

3 プロポーザル方式を活用する理由

本町では、令和4年4月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しており、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目標としている。

本業務は、地域新電力会社の設立に向けた事業性調査であり、電気事業法・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法・需給管理・事業スキーム設計など高いスキルや分析力、情報収集力が必要であるため、公募型プロポーザル方式により本業務を遂行できる事業者を選定するものである。

4 参加資格要件

次に掲げる資格及び条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和8年度美瑛町入札参加資格者名簿登録業者であること。
- (3) 美瑛町が行う競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 北海道内に事業所を有すること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 国税及び地方税等の滞納がないこと。
- (7) 業務の確実な実施のため、当該事業に精通した知識を持つ社員を確保していること。
- (8) 提案者又は提案者の関連企業（親会社、子会社、同一親会社の子会社又は資本関係若しくは人的関係を有する企業をいう。）において、新電力事業に関する業務（需給管理、電力調達、事業運営支援等を含む。）の実績を有すること。

5 事業者募集スケジュール

内容		日程
実施要領等の公告（公募開始）	町	令和8年5月11日（月）
質問受付	事業者→町	令和8年5月15日（金） 17時15分まで
質問回答	町→事業者	令和8年5月19日（火） 17時15分まで
参加表明書及び会社概要書の受付	事業者→町	令和8年5月22日（金） 17時15分まで
参加者決定通知（発出日）	町→事業者	令和8年5月25日（月）
企画提案書類等の提出	事業者→町	令和8年6月8日（月） 17時15分まで
企画提案審査会	—	令和8年6月11日（木）
審査結果通知（発出日）	町→事業者	令和8年6月15日（月）
契約締結	—	令和8年6月16日（火）

6 参加表明書及び会社概要書の提出

(1) 提出書類

本選定に参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 会社概要書（様式2）
- ③ 会社概要に必要な添付書類（ただし、令和8・9年度美瑛町指名競争入札の参加資格を有するものは添付書類を省略することができる。）
 - ・履歴全部事項証明書（登記簿謄本）（6か月以内に発行されたもの。写し可。）
 - ・納税証明書

(2) 提出期間

令和8年5月11日（月）8時30分から令和8年5月22日（金）17時15分まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る。）とする。ファックス又は電子メールでの提出は認めない。

(4) 提出先

美瑛町役場まちづくり推進課地域みらい創造室
〒071-0292 上川郡美瑛町本町4丁目6番1号 担当：大畑
TEL：0166-74-7085（直通） FAX：0166-92-4414
e-mail：machi@town.biei.hokkaido.jp

(5) 参加者決定通知

令和8年5月25日（月）発送予定

7 実施要領等に対する質問及び回答

(1) 実施要領等に対する質問は、質問書（様式5）に必要事項を記入し、電子メールで提出する方法に限るものとする。なお、口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問受付期間

令和8年5月15日（金）17時15分まで

(3) 質問受付先

上記6(4)に同じ。

(4) 質問に対する回答

美瑛町公式HP「入札・契約」サイトに、質問者の情報を伏せて回答を掲載する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

上記6(5)の参加者選定決定通知を受理した者は、次に定める書類を期間内に提出するものとする。※審査会については次項参照

① 企画提案書(様式3)

② 業務経費見積書(様式4)及び関係書類(任意)

※企画提案書等の作成に当たっては、「地域新電力会社設立調査業務企画提案書記載要領」を参照すること。

(2) 提出期間

令和8年6月8日(月)17時15分まで(必着)

(3) 提出部数

正本1部と副本5部及び一式を保存したCD-R又はDVD-R1枚

(4) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便等配達状況を確認できるものに限る。)とする。

※ファックス又は電子メールでの提出は認めない。

(5) 提出先

上記6(4)に同じ。

9 委託業者の選定

(1) 審査方法

当課が設置する審査会において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容で審査し選定する。応募要件を満たし、業務経費見積額が予算額以内である提案を比較・検討のうえ、評価項目に基づき総合的に審査を行う。

(2) 企画提案の評価

企画提案の評価項目は、別紙「地域新電力会社設立調査業務企画提案書記載要領」のとおりとする。

(3) 審査会に関する事項

① 開催日時/会場 令和8年6月11日(木)13時30分/美瑛町役場を予定

② プレゼンテーションの参加者は3名以内とする。

③ プレゼンテーションの持ち時間は30分以内とする。

④ プレゼンテーション終了後、選考委員との質疑応答の時間を設ける。

⑤ プレゼンテーションで使用するモニター、HDMIケーブル及びCタイプの変換アダプタは本町が準備するが、それ以外の機器が必要な場合は参加者が準備すること。

⑥ 詳細については参加者決定通知の中でお知らせする。

(4) 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。なお、委託予定者として選定された後であっても、その者とは契約を締結せず、次点の評価上位者と契約を締結することとする。また、契約における受託者となった後であっても、その者との契約を解除し、次点の評価上位者と契約を締結する。

- ① 提案額が上記2（4）の予算額の範囲を超えた場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- ④ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

(5) 審査結果の通知

審査結果は書面にて通知する。なお、審査結果における異議申し立ては受け付けない。

10 契約の締結

(1) 契約金額

町は、企画提案の評価に基づき選定した参加者を本業務に係る随意契約の相手先として予定するものとし、見積額が予定価格の範囲内であればその者と契約を締結する。

(2) 業務の実施

契約後の業務の実施については、企画提案書に基づき町と協議のうえ行うものとする。

(3) その他

- | | |
|------------|-------|
| ① 前払い制度 | 適用しない |
| ② 部分払い制度 | 適用しない |
| ③ 契約保証金 | 免除する |
| ④ 契約書作成の要否 | 必要 |

11 その他

(1) 企画提案書の作成等、参加に係る一切の経費は参加者の負担とする。

(2) プロポーザル参加表明書、企画提案書等の提出書類は返却しない。

(3) 提出書類の著作権等の取扱いについて、提出書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属する。ただし、町が従来から著作権を有する部分の著作権については、町に留保するものとする。また、本町が本プロポーザルの報告、公表等について必要とする場合に限り、企画提案書の全部又は一部を無償で使用することができるものとする。

(4) 提案者が1社であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、委託候補者として決定する。

(5) 参加表明書の提出がなかった場合には、本プロポーザルを無効とし、再度公募を行うこととする。

(6) 本要領に定める事項の他、必要な事項については別途町が定めるものとする。

(7) 選定された委託予定者と協議を行い、その結果、必要により仕様書の修正、追加等を行う場合がある。